

平成25年6月10日

自動車運転代行業者各位

優良運転代行業者評価認定委員会

優良運転代行業者評価制度の実施について

みだしのことについては運転代行業界の健全化を図るための一環として次により優良運転代行業者評価制度を実施することとしたので通知する。

記

1 目的

飲酒運転を抑止するための受け皿として、運転代行業はその役割を果たすべく、全国で約8千8百の業者が運転代行業務に取り組んでいる。しかし利用者にとっては利用しようとする運転代行業者が法令を順守し、かつ良質なサービスを提供している優良業者かどうか判断できないのが実態である。これらの問題を解決するため、利用者及び飲食店等において、安全・安心な運転代行業者を選択できる優良運転代行業者評価制度を導入して、その普及により業界全体の健全化を図ろうとするものである。

2 実施年月日

平成25年7月1日から申請受付(8月末日まで) 同11月1日より優良認定発効(2年間有効)

3 評価認定要件

優良運転代行業者の評価認定要件は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「運転代行業法」という。)関係法令の順守状況及び随伴用車両の任意保険の加入状況等に係る項目について定めた別紙1「優良運転代行業者評価認定要件」のとおりとする。

4 優良運転代行業者の評価認定手順

(1) 対象者

運転代行業者として都道府県公安委員会の認定を受け2年以上経過していること。

(2) 評価認定申請

優良運転代行業者の評価認定を希望する事業者は、別紙2「優良運転代行業者評価認定申請書」を、運転代行優良業者評価認定委員会宛に、提出する

こと。

(3) 評価認定申請手数料

認定申請時に申請手数料（1件 8,000円）を委員会に納付すること。

(4) 評価認定審査

評価認定申請を受理した委員会は、別紙1に定める評価認定要件適合の可否について調査・審査し、その結果、評価認定要件に適合した場合は、優良運転代行業者として認定するものとする。

5 評価認定通知及び広報

委員会が優良運転代行業者に評価認定した場合は、当該事業者に対し、「優良運転代行業者評価認定通知書」により通知するとともに、利用者及び飲食店等に対しホームページ等で周知徹底する。

6 評価認定書及び優良認定ステッカーの交付

評価認定をうけた優良運転代行業者に対し、別に定める「優良運転代行業者評価認定書」及び「優良認定ステッカー」を交付する。優良認定ステッカーは随伴用車両に貼付すること。（随伴用車両1台につき1枚を交付。頒布代金は1枚約500円）

7 評価認定の有効期間

評価認定後2年間とする。評価認定継続を希望する場合は再申請すること。

8 評価認定の取り消し

次の行為があった場合は、委員会は評価認定の取り消し処分を行うこと。

- (1) 評価認定基準に抵触する事案が生じた場合。
- (2) 評価認定を受けていない事業者に優良認定ステッカーを使用させた場合。
- (3) その他評価認定業者として相応しくない事案が発生した場合。

9 評価認定書及び優良認定ステッカーの返納

廃業または評価認定の取り消し処分を受けた場合は、速やかに委員会に評価認定書及び優良認定ステッカーを返納すること。

以上